平成28（2016）年10月25日（火）

於：専修大学５号館571教室

専修大学法学部主催

１４０回連続講演会

――創立１４０年に向けて――　（第39回）

方法の錯誤（打撃の錯誤）の沿革的考察

専修大学法学部准教授

佐々木和夫

講演内容の概要

方法の錯誤（打撃の錯誤）とは、例えば、ＡがＢを殺害しようとして銃を発射したところ、その弾丸は、意外にも、Ａの意図しないＣに当たり、Ｃが死亡した場合のように、行為者の実行行為後に、行為者の認識と発生した結果との間に齟齬（食い違い）が生じた場合をいう。

この場合に、Ａには、死亡したＣに対する殺人既遂罪が成立するのか、過失致死罪等の過失犯が成立し得るに止まるのかについて、我が国においては既に百数十年にわたる論争がなされたにもかかわらず、未だに解決の難しい刑法理論上の最難問の一つとなっている。

我が国の判例は、少なくとも上級審（最高裁・大審院）においては、大正６年の大審院聯合部判決以降、一貫して、意図しない客体に対する故意犯を成立させ続け、昭和53年の最高裁判決が、意図した客体と意図しなかった客体との双方に対する故意既遂犯を認めたことにより、判例上は、この問題は、沈静化したかのように見える。

しかし、この判例の立場が、本当に従来の判例の立場であったといえるのか、また、そもそも、判例が方法の錯誤を故意犯としてきた旧刑法（明治13年刑法）の誤殺・誤傷規定（旧刑法298条・304条）が削除された現行刑法下において、旧刑法と同じ立場を維持することに正当性があったのか否か等の疑問があり、これらの諸点が充分に解明されないまま、論争がなされ、また、昭和53年の最高裁判決等が打ち出されたという問題があるのである。

このため、そもそも、旧刑法の誤殺・誤傷規定が方法の錯誤を故意犯とする規定であったのか、また、なぜ現行刑法制定の際、これらの規定が削除されたのか、さらに、誤殺・誤傷規定

が削除された現行刑法下において、どのような経緯で誤殺・誤傷規定が存在したのと同様の立場が復活してきたのかという、従来明らかにされてこなかった諸点を、当時の原典等にあたり、沿革的観点から考察しようとするのが本講演会の内容である。